

近世後期庄内藩預地の御用達

本間 勝喜

要旨

近世後期、庄内藩預地の時代に、預地役所は鶴岡町人數人を預地御用達に任じ、預地支配の一端を担わせた。現在のところ御用達として三家が確認されるが、二家は預地郷宿の兼務であり、残る一家は両替商であった。

廻状、飛脚、及び年貢金改めなどの本来の役目とは別に、三家とも預地村々の年貢取立に関わったことから、延納や未納の村に対し、才覚などによつて年貢金を融通したのであり、預地村々が年貢皆済するためには御用達の存在が欠かせなかつたのである。

はじめに

近世庄内には十七世紀後半以来幕領（天領）があり、庄内の北隣りの由利郡（現秋田県）の幕領（初め二千石余、後四百石余）を含めても、最大時で実高二万九千石程度の幕領地であつたことから、基本的に専任の代官は置かれず、多くは村山郡内に代官所を置く幕府代官の支配下に置かれたし、また庄内藩に預地として支配が委任されたのであり、結

局、幕府代官の支配の期間よりも庄内藩の預地となつていた期間の方がはるかに長かった。特に明和六年（一七六九）以降においては、天保改革の一時期を除き、ほとんど庄内藩預地となつていた。^{〔1〕}

そのうち、明和六年より天保十三年（一四八二）においては、それ以前の預地の時とは異なり、預地役所と幕領村々との間にあって、城下鶴ヶ岡に預地郷宿が置かれたし、それに加え預地御用達が存在しており、預地の支配の一端を担つていたのである。しかも、御用達としての本来的な業務に従事したばかりでなく、年貢などの割当て、徵収などにも当つていたことが知られる。

最近、大庄屋や郡中惣代などのいわゆる「中間支配」層とは別に、やはり支配役所と支配地村々の間にあって、支配の一端を担つていたにもかかわらず、従来あまり注意が払われてこなかつた郷宿や御用達などの存在や役割についての研究が岩城卓二氏を中心になりつつある。^{〔2〕}これらも円滑な支配に欠かせない役職であり、いわば新「中間支配」とも呼ぶべき存在であるといえる。

筆者は近世後期における庄内藩の預地支配について検討を試みつつあり、その一環として岩城氏らの研究に触発されつつ、小稿では預地御用達について、その存在の確認と共にその役割をも検討したものである。^{〔3〕}

昭和三十七年に刊行された『鶴岡市史』上巻でも庄内藩の御用達について言及しているが、その役割が「財政的御用」にあつたと述べているものの、御用達の具体的な業務や役割までは記述されていない。^{〔4〕}その後も、庄内藩等の御用達に関する研究は行われていない状況である。

右のような研究状況を踏まえつつ、小稿では庄内藩の御用達のうち、預地御用達に限定して検討したものであるが、関係史料の収集が十分でないこともあり、推測の域にとどまつた記述が何箇処があることを予め断つておきたい。

一、近世後期出羽幕領の御用達

出羽幕領では十八世紀中頃から幕府代官所及び出張役所付きの形で御用達の存在が確認できるようである。まず、そのことを数例ながら紹介しておきたい。

延享二年（一七四五）五月の庄内・大山領角田二口村（現三川町）の「御吟味ニ付立出萱野小前帳」⁽⁵⁾の表紙に、

御加筆土田吉右衛門殿、御用達也

とあり、またこの帳面は後に同村の佐藤東藏貞教⁽⁶⁾が編んだ『隅田領袖』⁽⁷⁾に収録されたが、そこでも、

此帳面加筆土田吉右衛門殿也、御陣屋元御用達

とあつて、当時大山領は幕府・尾花沢代官蔭山外記の支配下にあり、そのため大山村（現鶴岡市）に出張陣屋の大山役所が設置されていて、その大山役所付きの御用達として土田吉右衛門という者が在職していたことが知られる。正徳三年（一七一三）に幕府の出した大庄屋廢止令に伴い、一年余りして庄内・由利幕領でも大庄屋役が廢止となつて、代つて大山村では土田家が三代ほどにわたつて割元役に就いていたとみられ、当然吉右衛門も割元役を継いでいたはずであることから、当時の土田吉右衛門は割元役と共に御用達を兼ねていたとみられる。当時は、幕府が実施していた享保改革の後半に当たり、勘定奉行神尾春央等のもとで全幕領的に再度の増徴に取組んでいた時期であるが、すでに既存の田畠での追加の増租が困難であったことから、特に山林・原野等に課される小物成の増租がめざされていた時期であり、そのため蔭山代官支配下の大山領でも原野などを可耕地として認定したうえで、無理に新田として高入れするなどによつて、かなり強引な増租策が取られたのである。その際、割元兼御用達の土田吉右衛門も増租のため萱野の改め作業に動員され、作成された帳面類の点検などに従事していたのである。

その後、庄内・由利幕領全体が一旦庄内藩の預地となるが、寛延二年（一七四九）九月に同藩々主酒井忠寄が幕府老

中に就任したことで慣例により預地が返上されたため、再び幕府代官の支配となる。臨時代官の一時支配を経て、庄内・由利幕領は寛延三年三月頃に幕府・大山代官天野市十郎の支配となるが、その支配地は庄内・由利幕領ばかりではなく、村郡にも有り、宝暦三年（一七五三）よりは越後・岩船郡にも及んだが、天野代官は大山役所を本陣屋（代官所）として使用したのである。⁽¹⁰⁾

「大山官庫御用留目録」⁽¹¹⁾に、天野代官の支配が始つた頃の寛延三年（一七五〇）三月「郡中御用留（目録）」の分も記載があり、その中の一つの表題に、

柳原新田村名主丑太郎儀、郡中代御用達ニ指出置候間、御陣屋修覆・諸飛脚等御用向世話被致度願書とあり、割元役の土田家に代わって、新たに置かれた郡中代に就任した大山領柳原新田村（現鶴岡市）名主丑太郎⁽¹²⁾に御用達を兼務させて、大山陣屋の修理や飛脚等の御用について世話をさせたいと郡中村々より願い出たのであった。それまでにおいても大山陣屋を何度も修復したことであろうし、飛脚等も滞りなく遣わされていたわけであろうが、それをあえて郡中代丑太郎（川上姓）に御用達を兼務させて世話をさせたいということである。これは、御用達となる丑太郎に右のような業務を一括して請負わせるということであつたろうが、村々にとつてはこれによつてかえつて郡中割として割当てられる諸経費が節減される見込みがあつたからであると思われる。

しかし、右の願書に対しては、

丑太郎儀、御用達之願難被仰付之趣ニ付、願書御下之事⁽¹³⁾

と並記されており、御用達兼務の願いは許可されるところとならず、願書は下げ戻されたのである。天野代官は幕領支配の見直しに熱意を示し、相当な理由のない旧慣等については極力廃止しようとしていたことから、右のような諸御用の請負は、単に御用達に中間利得を与えるだけの無益の措置であるとみなして許可しなかつた可能性が大である。なお、川上丑太郎が郡中代には間違ひなく就任し、その役目を果して応分の給金を受取つていたことは、「大口村御用留」⁽¹⁵⁾等で

確認されるところである。

ところで、ほぼ同じ頃の村山幕領では御用達の存在が確認できる。寛延三年（一七五〇）八月に長瀬陣屋の所在地長瀬村（現東根市）の御用達久兵衛は同陣屋の諸経費を精算し、陣屋付きの村々に通知したのであつた。⁽¹⁶⁾ 代官所経費に関する割当・徴収するための郡中割についてである。なお、久兵衛は割元役であり御用達を兼ねていたのであつた。天野代官と異なり、長瀬代官の柴村藤右衛門は割元役の御用達兼務を許可し、陣屋の修理や飛脚の派遣などの仕事を請負わせると共に、郡中割などの勘定も担当させたのである。その方が便宜的であると判断したものであろう。

宝暦十年（一七六〇）六月に越前代官へ転出した天野代官の後任に就任した小田切新五郎は本陣屋（代官所）を大山陣屋から村山郡柴橋陣屋（現寒河江市）に移したが、その柴橋陣屋付きの御用達として、宝暦十二、十三年頃に少なくとも二名が存在していたことが確認される。すなわち、関根村（現山形市）の行左衛門⁽¹⁷⁾と柴橋村（現寒河江市）の弥十郎⁽¹⁸⁾である。

明和七年（一七七〇）四月頃、漆山陣屋所在地の漆山村（現山形市）の御用達は善七であつたし⁽¹⁹⁾、明和九年四月の時点で、長瀬村（現東根市）の御用達は塙野權藏となつていた。⁽²⁰⁾ また安永四年（一七七五）四月頃の長瀬陣屋の御用達は引き塙野權藏であつたし、また尾花沢陣屋（現尾花沢市）の御用達は鈴木宇右衛門であつた。⁽²¹⁾ 天明八年（一七八八）二月のことと思われるが、柴橋御用達より郡中割について通知がされた。⁽²²⁾

以上から、十八世紀中頃から出羽幕領を支配する各代官所とも基本的には陣屋所在地の村などに一名～数名の御用達がいたことが確認される。多くは割元、郡中惣代等「中間支配」の役の者が兼務していたのである。主に代官役所の修理や代官役所の出す廻状の送達、及び代官役所で要した経費などに関する郡中割の勘定・通知、などを担当していたことが知られる。

一、庄内藩預地の御用達

寛延三年（一七五〇）～宝暦十年（一七六〇）の天野市十郎代官支配の時の庄内・由利幕領では御用達の任命はなかつたが、その前後には土田吉右衛門など御用達の存在が認められる。

中でも、明和六年（一七六九）より天保十三年（一八四二）まで、庄内藩による庄内・由利幕領の預地支配が行われたが、その間に城下鶴ヶ岡に少なくとも合せて三名の預地御用達がいたことが確認される。それ以前の幕府代官支配の時には大山村に代官役所の大山陣屋が置かれていたので、土田吉右衛門などのように郷宿や御用達は同村に置かれたはずであるが、庄内藩の預地になると、預地役所は城下鶴ヶ岡に置かれたので、預地郷宿や預地御用達も鶴ヶ岡の町人が任命され、預地役所と預地村々の間に立つて活動したのである。

預地御用達に任命されたことが確認される鶴ヶ岡町人は次の三名である。

まず安永元年（一七七二）に、「錢売」とあるので両替商とみられる南町の大塚文六が預地御用達に任命された。⁽²⁾ 大塚家がそれまで幕領村々や預地役所に対し特別な関係があつたという点は確認されない。むしろ、それまで両者の間に直接的な関係がなかつたとみるべきで、両替商という商売に着目して預地役所で預地御用達に任命したものとみられる。

大塚文六以外の二名は、前後して預地郷宿を勤めており、兼務する形で御用達に就任したものである。一人は七日町柏倉久右衛門であり、明和六年（一七六九）四月に、庄内藩の預地支配が始まると間もなく、

一、柏倉久右衛門御預地諸役人・百姓等之定宿被仰付候⁽²⁾

と、預地郷宿の役を命じられて勤めていた町人である。そして、六年ほど経過した安永三年（一七七四）四月二十一日に、

一、柏倉久右衛門儀、御預地御用達候様可申達旨、弓之助殿より御紙面を以被仰達、勘助江申渡候⁽³⁾

とあり、庄内藩中老杉山弓之助より鶴ヶ岡大庄屋宇治勘助を通じて紙面で申渡しがあつて、柏倉久右衛門は預地御用達を兼ねることになったのである。

これによつて、安永三年以降、庄内藩の預地支配のために少なくとも二名の御用達がいたわけである。

柏倉家は本業が造酒屋であつたが、城下鶴ヶ岡の宿駅的機能を果していいた七日町でしばしば肝煎など町役人を勤めると共に、近世前期から問屋を勤めていたとみられ⁽²⁵⁾、後の文政八年（一八二五）正月には町方検断役にさえ任命されてい⁽²⁶⁾る。それらを考慮すると、柏倉久右衛門が御用達として求められた役割は、何によりも問屋としての機能を利用する形で飛脚や廻状を出すことであつたと推測される。

さて、翌安永四年（一七七五）正月二十五日のこと、

一、七日町肝煎柏倉久右衛門・南町錢売大塚文六、御預地方御用出情相勤候ニ付、久右衛門は三人御扶持、文六は武人御扶持、御預地中御口米より被下候旨平右衛門殿被仰渡、久右衛門ハ四郎右衛門先達ニ而召呼申渡、文六者四郎右衛門を以申渡候⁽²⁷⁾：

とあり、預地の御用につき精勤したとして柏倉久右衛門に三人扶持、大塚文六に二人扶持が与えられた。なお、預地支配の経費として庄内藩に与えられる三升口米の分から支給されるものであつた。ところで、後述するように文六には同年中に二人扶持が加えられ四人扶持となつたようである。また、同年三月一日のこと、

一、右久右衛門・文六、年始・五節句・御吉凶之節、乍憚御家老中御式台迄罷上り度之由相願[…]久右衛門ハ前々より御料方御用相勤役人之事ニ候間御扶持被下候、内願之通被仰付候、文六者輕き商売人之事ニ候間難被仰付旨被仰聞⁽²⁸⁾：

とあり、柏倉久右衛門・大塚文六の両預地御用達は年始や五節句などの吉日等の時に城中に登城し家老たちに挨拶するようになつたと内々で願い出たところ、久右衛門は前々から預地の御用を勤める「役人」であるからとして許可された

ものの、文六の方は一介の商人にすぎず預地との関係も浅いとして許可されなかつたのであつた。

ところで、文化元年（一八〇四）十一月に預地郷宿が交代した。柏倉久右衛門が罷免され、代つて南町の兼子儀右衛門が任命されたのである。⁽³⁰⁾ 兼子家も本業は造酒屋であつた。同家も年月は不明ながら間もなく預地御用達に任命されたのであり、しかも早くも文化七年には、

御預地御用達兼子義右衛門ハ文化七年御本領御用達同様被仰付候。⁽³¹⁾

というように、未だ数カ年ほど預地御用達を勤めたにすぎなかつたが、今回「本領御用達同様」の待遇を許されたのである。事実、文政四年（一八二二）の鶴ヶ岡の役人・町人の「席順」⁽³²⁾にも、

御預地御用達・表御用達同格 兼子儀右衛門

同 貫 藏

とあり、儀右衛門・貫藏（寛藏）が父子勤で預地御用達を表御用達（本領御用達）同格として勤めていたことが知られる。参考までに、この儀右衛門が当主になつた直後のことと思われるが、文化十二年（一八一五）六月頃に「御料御用達兼子喜右衛門」⁽³³⁾と、一時喜右衛門と称して、間もなく儀右衛門に改めたようである。そして三人扶持も与えられたのであり、天保年間（一八三一一四四）の記述⁽³⁴⁾とみられるが、

勤中 御預地宿

三人扶持 兼子義右衛門

御預地御口米之内より

御用達

とあり、「勤中」ということで預地郷宿・預地御用達に在任中にかぎり預地村々より納められる三升口米より三人扶持を与えられていたのである。なお、後述のように大塚文六にも文政十一年（一八二八）に「本領御用達同様」が許された。⁽³⁵⁾

文政四年の庄内藩主酒井忠器の上京に際し、寸志米として兼子儀右衛門が米百俵、大塚文六が米二十俵を預地役所に献納した。⁽³⁶⁾ 大塚・兼子両家とも次第に庄内藩との関係が強まつたことが窺える。

また、前述のように文化元年（一八〇四）十一月に預地郷宿の役を罷免された柏倉久右衛門であるが、例えば、文政八年（一八二五）五月の「鶴岡七日町戸籍人別帳」⁽³⁷⁾に、

長人・五人組頭

御預地御用達並検断役

当酉五十四歳

一、式軒役 酒造家業

柏倉久右衛門⁽³⁸⁾

とあるように、鶴ヶ岡町々全体の検断役を勤めると共に、引続いて預地御用達をも勤めていたのである。ただ、天保年間（一八三一—四四）とみられる記述にも、単に、

検断役柏倉久右衛門

とあり、どちらにも扶持米の記載がないので、おそらく文化元年に返上されていたようである。

以上に述べた、柏倉、大塚、兼子の三家が、現在確認できる近世後期の庄内藩預地の時代に預地御用達を勤めた鶴ヶ岡町人である。なお、天保年間とみられる記述⁽³⁹⁾に、

御国産問屋

拾式人扶持

代々御町年寄格、秤座出張役所

御預地郷方御用取扱

とあり、国産問屋を営み、庄内全体の秤改めの役を勤める鶴岡一日市町の疋田儀兵衛が当時、預地郷方の「御用取扱」と

なつていたのである。実際にどのような仕事を行つていたか明らかでないが、御用達に準じた役というよりも国産問屋として幕領村々の菜種、藍、紅花等の産物の取扱いに専つていたのではなかろうか。

右の疋田家を除いて、三家の御用達の場合、もともと造酒屋や両替商などを営む商人が預地御用達を勤めたのである。しかも、そのうち柏倉・兼子の二家はまず預地郷宿となつて間もなく預地御用達を兼務することになったのである。それでも、柏倉家は江戸時代前期から鶴ヶ岡を代表する町人とみなせるのに対し、大塚・兼子両家はいわば新興の町人とみられ、それでも兼子家はかなり富裕だったようである。⁽⁴⁾とはいっても、庄内を代表するような商人が就任していた本領御用達に比べて、預地御用達の方は二線級の商人という印象は否めないようである。その分、それほどの格式を持たない商人でも預地御用達に就任しやすかつたといえよう。

三、預地御用達大塚家の勤書

預地御用達を勤めた大塚文六家の第六代当主が書上げた同家の歴代当主についての勤書が残されている。⁽⁴⁾この勤書を中心の大塚家の預地御用達としての略歴を紹介してみよう。

大塚家は初代九兵衛が寛文三年（一六六三）に城下鶴ヶ岡の近郊に位置する湯田川村（現鶴岡市）から鶴岡南町に移住して来たことに始まる。二代九右衛門は早くも南町長人の役に就いたのである。すでに相応の商売を行つていたのであろう。以後大塚家は代々南町長人役を勤めたようである。

三代文六は九右衛門の跡目を相続し南町長人役にも就いた。いつの時代に始まつたのかは不明であるが、前述のように「錢壳」と記されているので大塚家の本業は両替商であつたと思われるが、せいぜい錢両替程度の商いであつたもの

であろう。また米相場所である歩座の仲買をも兼ねていた時期があつたのである。^(參)とはいっても、大塚家が新興町人であつたことは、宝暦三年（一七五三）十一月作成の「南町軒敷御水帳」に、その後の移動を示すところの貼紙があり、

一、壹軒役 表口六間

裏行式拾五間 文六

右者治右衛門屋敷買取、安永六酉十月改

と記されていて、当然それでも南町に大塚家の家屋敷があつたはずであるが、安永六年（一七七七）十月に治右衛門なる者より一軒役の屋敷を買取つて移転したのである。これによつて本格的に両替商を営み、後に預地御用達の役を勤めるのに相応しい屋敷を購入したものとみられる。事実、この三代文六の時に、前にも記したように、

…安永元辰年、御預地御用達被仰付候

と、安永元年に預地御用達を命じられた。庄内藩預地として初めての御用達の任命であつたとみられる。大塚家が両替商であったことが預地御用達に就任することになつた第一の理由と推測される。というのも、預地役所には数名の勘定役の手代が在職していたが、預地の年貢は、江戸や大坂に廻米されたり松前渡米にされたりする米納の分と共に、九月ゝ翌六月にかけて六回に分納される石代金納の分があり、納入が廻米の時期と重なることもあるつて十分に手が廻らなかつたはずである。そのため両替商の大塚文六を預地御用達に登用し、石代金納の分の受取り等を担当させたものと考えられる。以後、大塚家は第六代の文六まで四代にわたり七十年ほどの間預地御用達として庄内藩の預地支配に関わることになつたのである。

大塚文六は預地御用達となつて四年目の安永四年（一七七五）に前述のように扶持米を与えられた。同年に二度わたり与えられることになつた扶持米について「勤書」には次のように記されている。

一、同（安永）四未年正月御預地御用出情仕候ニ付、為御称誉御預地中式人御扶持方被下置

一、同年十一月御預地御借金之儀ニ付格別出情相勤ニ付、御預地御口米之内式人御加扶持被下置、四人御扶持方
被成下候、御米直願被仰付候

まず同年正月に、前述のように柏倉久右衛門と同時に大塚家にも二人扶持が与えられた。そのうえ同年十一月には「預地御借金之儀」で特別に骨折ったとして二人扶持を加えられ四人扶持となつたとする。なお、これによれば、同じ扶持米といつても最初の二人扶持は庄内藩自体から与えられたようであつたが、後の二人扶持は預地村々より納められる三升口米から支給されるものである。いずれにせよ本来庄内藩の預地支配の時かぎりということになる。参考までに、同年十一月に許された「御米直願」とは、大塚家が鶴ヶ岡の歩座方の仲買であつたことと関係があり、単に仲買として歩座で米の売買を行なうばかりでなく、庄内藩の御蔵米の払下げを直接願い出しができる権限のこととみられ、いわば御米宿（問屋）とほぼ同等の権限が許されたということにならう。⁽⁴⁴⁾ つまり、この件は預地のこととは直接関係がなかつたようである。なお、この文六の時の天明八年（一七八八）六月に一時駒市宿を勤めたように、⁽⁴⁵⁾ 鶴ヶ岡三日町で毎年六月に開かれる馬市の業務にも関わつていたようで、年代は不明であるが、鶴ヶ岡大庄屋河上四郎右衛門が大塚文六にてた「馬屋敷より上納」金の受取書が残されている。⁽⁴⁶⁾

一時的に病気になつたためか、あるいは代替りに備えてか、文六は寛政七年（一七九五）に出願して、伴平治郎との父子勤が許されて、父子で預地御用達の役を勤めることになった。

三代文六は預地御用達を三十六年間も無事に勤めて文化四年（一八〇七）に病死した。代つて伴平治郎が相続し四代文六を名乗り、すでに父子勤を行つていたこともあつて、そのまま四人扶持を与えられて預地御用達に就いた。文政四年（一八二二）三月には伴儀七との父子勤を願い出て許可されている。⁽⁴⁷⁾ 翌五年正月改の特權的商人等の鶴ヶ岡城中での席順を示している「廻勤席順」の中に、大塚文六・儀七父子と柏倉久右衛門の名前もある。⁽⁴⁸⁾ 前にも記したが、同じ五年

のこと、

：御上京被為蒙仰候ニ付、為寸志地御藏米札式拾表御預地御役所江差上候ニ付、為御称譽三ツ組御盃被下置候と、庄内藩主酒井忠器が幕府より朝廷への使者として上京を命じられた際に米札二十俵を預地役所に献じて三ツ組の盃を賜つた。また、文政十一、十二の両年のこととして、

一、同十一子年正月曾祖父大塚文六代より御預地御用達數十年出情、御年貢金御取立之節改封印、御暫借御用等度々出情仕ニ付、父子共御本領御同様被仰付、翌十二丑正月父子共年始御目見仕候

とあり、曾祖父から四代とするが、正しくは二代に及んで預地御用達として年貢金の取立などで数十年精勤したとして文政十一（一八二八）年正月に父子とも「本領御用達同様」の待遇が許されたとする。すでにそれ以前から預地御用達の役も父子で勤めていたことになる。翌十二年正月の年始には父子とも在国中の藩主酒井忠器への御目見をしたのであつた。大変名誉なことであり、大塚家の家格が上昇したことと考えたであろう。ようやく正式の特権商人として認められたといえる。すでに天保飢饉に入つており、同じ文政十二年春に米価が高騰したことから、鶴ヶ岡の町々の極窮者に対する救米用として米札十俵を献納したので、家老たちより称譽の言葉があつた。天保元年（一八三〇）のことであろうが、米価高騰のため、平年に比べて村々より納入される石代金納の金高がはるかに多額になつたことからであるが、預地御用達として特別に精勤したとして、翌二年六月に称譽として金百疋を賜つた。同年春には再び町々極窮者に対する施米の代として金十両を献納した。そして、四代文六は天保三年に病死したのである。

代つて伴儀七が相続し五代文六と改めた。以前から父子勤を行つており、そのまま預地御用達の役に就いたのである。翌年天保四年（一八三三）は天保飢饉の中で、庄内ではもつとも甚しい大凶作の年だったので、そのため大塚家では、翌五年のこととして、

一、同五年米穀払底ニ付、北国筋より御買入米之儀申上、被仰付候ニ付正月中出立、北国筋船宿之者江米穀下
方頼入候ニ付、追々着岸仕、人氣茂穂ニ相成候、其外品々出情仕ニ付為御称譽御紋附御上下、外ニ五ツ組御
盃台共被下置候

と記して、庄内でも米穀が払底の状態であつたことから、文六が建言して、北陸方面から米を買付けることにして、自ら出張して米穀の庄内移送を手配したことから、米を積んだ海船が追々酒田港などに入津したので、庄内中のとげとげした雰囲気も穏かになつたとする。また同年中には米の安売りを行つたり施行米の分を献上したりしたので、いずれも庄内藩より称譽されたとする。これらは歩座の仲買という立場が有利に働いたものであろう。そればかりでなく、預地御用達としては御用繁多のところ精勤したので、称譽として銀二両と金百疋が与えられたとする。また、天保六年（一八三五）のこと、江州坂田郡相撲村（現滋賀県長浜市）の者が来庄し、預地役所に対し預地の者に関する貸金返済の件を願い出たことから、文六がその取扱いを命じられて、苦労の末ようやく和解させたとする。更に、天保八年に再び庄内藩主酒井忠器が朝廷への使者として上京を命じられたに際し、大塚家は寸志金百両を五カ年賦で献納することになったことに對し、称譽として一人扶持を加えられたので、合せて五人扶持となつた。なお、この場合の加扶持は大塚家の庄内藩への忠節というべきもので、預地にはあまり関係がなくして行われたことを注記しておきたい。

同じ天保八年のこと、大塚家の「勤書」に、

一、同年津輕様江御売附米之節、先様御役人中江罷出、取扱方相勤候ニ付御金百疋被下置候
とあり、おそらく津輕藩の方で庄内藩に米の融通を頼んだことによるうが、津輕藩への売付米の件で来庄してきた同藩役人の接待などを大塚文六が勤めたようであり、金百疋を賜つたとする。文六が歩座の仲買であつたことからの起用であつたものか。それとも、売付米に向けられたのが主として預地村々で石代金納のために販売される年貢米であつたといふことであつたかとも推測できる。

その第五代文六は家督に就いて六年ほど預地御用達として働いただけで、天保九年（一八三八）に死去した。代つて桦文治郎が相続した。家督に就いたばかりの同年十二月に、預地御用達の仕事が繁多であったのに良く精勤したとして金三百疋を与えられたとする。同年も厳しい凶作であつたことにもあつたであろうが、この年四月頃に幕府巡見使一行が来庄したことの方があつたかと思われる。⁽⁴⁾ 天保十一年十一月に命じられた庄内藩酒井家の越後・長岡転封が翌十二年七月に中止となつたことから、大塚文六はそれ祝つて樽肴を献じたし、この中止に因縁して翌十三年四月に藩主が酒井忠器から酒井忠発に交代した際や新藩主の初国入りの際にも饗節を献納したとする。

右の藩主交代を機に、明和六年（一七六九）以来続いてきた庄内藩による庄内・由利幕領の預地支配が打切りとなつた。主として庄内藩領民の反対運動により三方領知替を中止せざるをえなかつた幕府老中水野忠邦の報復的措置であつた。⁽⁵⁾ 代つて、庄内・由利幕領は幕府・尾花沢代官大貫次右衛門の支配となつたが、それに伴い、庄内藩の預地役所は廢止となり、同藩が任命していた大塚文六等の預地御用達はその役を遠からず自動的に解かれることになつたのである。ところが、幕府が実施していた天保改革が天保十四年閏九月に中止となつたことから、翌天保十五年二月に再び庄内藩に庄内・由利幕領の預地支配を命じた。⁽⁶⁾ しかし、それに反対する幕領々民による大山騒動が起つたことから、実際に庄内藩の預地支配が開始されるのは同年（弘化元年）十一月のことであつた。その四ヶ月ほど後のことになるが、大塚家の「勤書」に、

一、弘化二年三月御預地勤向無之ニ付、右勤中御同所より被下置候四人扶持方御引上被仰付、是迄出情相勤候ニ付、私一代者身分是迄之通被居置候段被仰達歎奉存候

とあり、再び預地支配に行うにあたり、庄内藩では今後預地御用達という役職を再置しない方針をとつたのであるが、弘化二年（一八四五）三月に、大塚家は預地御用達に再任されないことになり、そのため、扶持米も五人扶持のうち、どうやらそれまで与えられていたようである預地御用達としての四人扶持を「勤中」ということから返上されたとする。

それでも、大塚家が四代に及んで預地御用達として精勤してきたとして、第六代の文六に対し一代限りは身分がこれまで通りの扱いが許されたが、文六は預地御用達の役を失つたことを大変残念に思つたとする。

以上、安永元年（一七七二）以来、四代に及んで七十年ほど預地御用達を勤めてきた大塚文六家の家譜・勤め方等を同家が作成した「勤書」を中心紹介してみた。大塚家は預地御用達として本来の役目に精勤したばかりでなく、次第に庄内藩の藩政にも関つていつたことが窺える。しかし、本領の御用達に比べて、預地御用達は庄内藩の預地支配という限定された期間ばかり存在したのであり、それだけに幕政や庄内藩々政の影響を受けやすく甚だ不安定な面があつた。四代にわたる精勤にもかかわらず、天保末年の「仕法替」に伴い、大塚家も預地御用達の役を返上し、扶持米の支給も減じられ、特權的町人の地位を失つていつたのである。

四、預地御用達の役割

(一)

前節で紹介した大塚家の「勤書」から、預地御用達としての仕事について改めて検討してみよう。

四代文六の代の文政十一年（一八二八）のこととして、

一、同十一子年正月：御預地御用達數十年出情、御年貢金御取立之節、改封印、御暫借御用等度々出情仕：とあるし、天保二年（一八三二）にも、

一、御預地御年貢金御取立之毎度、御役所江龍出、金高其節々終日相詰、金子改方並封印共骨折相勤…

とあつた。また五代文六の代の天保五年にも、

一、同年御預地御役所上納金多分ニ付、改方封印甚骨折相勤候：同年春中より御金出入多分甚御用多候所、毎度之改方骨折相勤：

とある。更に、六代文六の代の天保九年にも、

一、同年十二月中、御役所金多分改封印骨折候：

とあつたように、大塚家の本業が両替商であつたことから、預地御用達としての同家の第一の役割は、預地村々から期日までに納入された年貢金の金高を改めると共に、金種ごとに封印することであつたといえる。預地村々からの年貢金は九月、十一月、翌三月、四月、五月、六月と六回に分納されることになつて⁽²⁾いた。八十数カ村の分であり、毎回納入される年貢金はかなりの金額にのぼつたわけであり、しかも納入された貨幣は金、銀、銭にわたつて種々のものが含まれていたことから、改めのうえ封印するのはかなり繁雑なことであつたとみられる。銭相場の変動の問題もあつた。特に天保四年（一八三三）が大凶作であつたので米価が高騰し、その分年貢金も多額にのぼつたことから、翌天保五年の年貢金の改めや封印には骨折つたのである。預地役所に数名の勘定役の手代が在勤していたが、彼らだけでは容易に処理ができなかつたはずである。そのため両替商の大塚家に年貢金に関する業務が基本的に委託されたわけである。

天保五年には「春中より御金出入多分、御用多」かつたとするが、この「御金出入」とは金銭貸借に関わる紛争、訴訟のことではなく、文字どうり金子の出方、入方のこととみられる。その点からみると預地役所の出納の業務も大塚家で代行していたかと推測される。なお、預地支配に要する預地役所の諸経費は預地村々より納入される三升口米と郡中割の一部が充当されるものであつた。

さて、文政十一年（一八二八）のこととして、「御暫借御用」とも記されていたことから、大塚家は改めた年貢金を幕府勘定所に上納するまでの間といふことで一時預り、それを運用するという業務も行つていたようである。なお、預地

の場合、近世後期にも幕府勘定所に対する年貢勘定は三年目に行われることになっていたとみられるので、その場合、年貢金を一、二年の期間運用し利子を得たりすることは十分可能だつたはずである。⁽⁵³⁾ 富裕な町人や成内の農民を対象に短期間、低利で融資したのではなかろうか。御役所金の一時融通ということから回収にはあまり不安がなかつたはずである。

年代は不明であるが、預地役所が大塚文六あてに出した年賦金の受取書が残されている。

覚⁽⁵⁴⁾

高金拾両

一、金弐朱 午暮分壱分之内済残

高金九両三分

一、同壱分 未暮分

高金九両弐分

一、同壱分 申暮分

右之年賦金請取申候 以上

酉十一月十九日 御預地役所印

大塚文六殿

元金が金十両であり、年々返済される金額も金一朱か金一步である。預地御用達である大塚文六自身の借金の返済としてはあまりに小額であると思える。おそらく大塚文六を介して年貢金のうちから貸付けられたのに、借り手が何かの事情で所定の期日まで返済できず、年賦返済することになり、年々の返済金が文六を通じて預地役所に納められたことを示している史料と考えられる。御役所金とはいっても、返済が順調に行かないこともあつたわけである。ともかく、大

塚家が年貢金の一時融資を担当していたことをほぼ裏付ける史料とみなされる。

さて、三代文六の代の安永四年（一七七五）のこととして、

一、同年十一月、御預地御借金之儀ニ付格別出情相勤：

とあるのは、おそらく年貢金を期日まで納入できない預地の村に対して、一時融通する金主を探すなど苦心したものと考えられる。容易に金主が見付けられない場合、時には大塚家自身で融通することもあったことであろう。両替商を嘗み、預地御用達として年貢金の改めやその運用を担当していた立場として未納分の年貢金の一時融通も自然な行為であつたことであろう。例えば、安永年間（一七七二—一八一）頃には凶作が続き農民たちが困窮化したのであり、安永三年四月には大山領播磨京田村（現鶴岡市播磨）で年貢未納事件も起つて⁽⁵⁾いるほどである。

参考までに、酒田・本間家の天明八年（一七八八）の「万控帳」に、

一、同⁽⁶⁾五拾両 大塚文六殿

とあるのは、大塚家で何らかの理由で金子五十両が必要となり、本間家から融通を受けたものであろう。天明飢饉の時期であつたので、運用を委ねられていた年貢金の一部が予定どおりに回収できなかつたことから、本間家から融通を受けて一時糊塗したものであろうか。あるいは年貢金を期限まで納入できない預地の村に融通したものか。

また、五代文六の代の天保六年（一八三五）のこととして、

一、同六未年江州坂田郡相撲村佐喜治、此方御預地下小中村長右衛門江貸金之儀ニ付御添翰持參仕、御役所江願
出ニ付内済取扱方被仰付、骨折内済為聞済候：

と記されており、江州の佐喜治という者が預地下小中村（現鶴岡市）長右衛門に対する貸金取立の件で支配役所の添状を持参してわざわざ来庄し、預地役所に願出たことから、預地役所では大塚文六に取扱いを命じたのである。取扱いを命じられた文六は色々と骨折り、ようやく内済させたとする。預地御用達として預地領民の金銭に絡んだ紛争の取扱い

を命じられたこと也有つたわけである。

(二)

次に預地郷宿が預地御用達を兼ねる形となつた柏倉久右衛門家や兼子儀右衛門家についても預地御用達としての役割を検討しよう。

鶴岡七日町で問屋など伝馬関係の業務にも関わっていたとみられる柏倉久右衛門に対し期待された本来の役割は、預地役所の指示に従つて飛脚や廻状を出すことであつたとみられる。また、例えば、寛延三年（一七五〇）八月に村山郡長瀬村の割元兼御用達の久兵衛が長瀬陣屋の諸費を清算し、支配下の村々に通知したように、柏倉久右衛門も飛脚や廻状を出すに要した費用を含め、預地役所の維持費や諸経費等を清算し、郡中割として預地村々に割当て、徴収することも役目の一つかつたとみられる。なお、その場合は、多く「割会所」等の名称で郡中割の内訳や金額が組合村の年番名主等に通知されたようである。例えば、安永八年（一七七九）二月に、年貢米の江戸・大坂廻米に要する費用である「御城米諸入用割」の分について、下余目七カ村組の年番名主あてに次のように通知された。

覚〔五〕

一、永壱〔五〕四百五拾七文壹分

高田麦村

（六カ村の分—省略）

メ永八メ六百七拾壹文四分

右者当亥御城米諸入用割、書面之通三月御上納之節、御取立御持參可被成候 已〔五〕上
亥二月

鶴岡割会所

佐藤傳右衛門殿

この場合の鶴岡割会所とは七日町の預地郷宿柏倉久右衛門宅を指しており、文化元年（一八〇四）十一月以降は南町兼子儀右衛門宅を指すというように、預地郷宿の所在地を示しているが、仕事としては預地御用達の役目である郡中割の割当て・徵収に関したものであつたといえる。なお、「御城米諸入用割」の割当に関連して、「三月御上納之節、御取立御持參」の文言があるように、三月納めの年貢金と一緒に御城米諸入用割の金銭を持参して納入するようにと指示していることから、どちらも預地郷宿兼預地御用達である柏倉久右衛門方に納入されたと考えられる。それに関連して、大山領新興屋・菖蒲沼両村（現鶴岡市）の天保八年（一八三七）「酉十一月上納」の場合、⁽⁶⁾

一、金廿七両

新興屋村

一、同拾両

菖蒲沼村

メ金三拾七両 酉十一月二十三日南町江上納

とあり、両村の分を合せると金三十七両とかなりまとまつた金額であることから、十一月上納の年貢金と考えられるが、それがやはり南町の預地郷宿兼預地御用達兼子儀右衛門方に上納されたことが知られる。それらを考慮すると、預地郷宿兼預地御用達の方に村々の年貢金・郡中割等が納入されると共に、大塚文六など他の預地御用達たちは預地郷宿に出向き、そこで納入された年貢金等を改め、金種別に封印をしたうえで、一時運用等に向けたりしたものとみられる。しかも、文政十二年（一八二九）頃と推定されるが、大山領柄屋村（現鶴岡市）の「三月指引」では、

一、金九拾五両

上 納

一、永四メ（貫）式百七拾八文 郡中割

（中略）

二口メ百武両四拾壹匁五分七厘

此処金百弐両弐分 渡方

(内) 金六両 子(文政十一年)迄取立分

久右衛門殿より受取ニ来ル

指引残九拾六両弐歩

三月十七日久右衛門殿ニ渡ス

とあり、まず三月上納分の年貢金と一緒に郡中割が取立てられていることが確認される。それ以上に注目されるのは、内金六両は「久右衛門殿」方より受取りに来ており、残り金九十六両二歩も「久右衛門殿」に渡しているように、どちらも久右衛門が受っていたことである。この「久右衛門殿」とは、預地郷宿は辞したものの、引き続き預地御用達の役にあつた柏倉久右衛門のこととみられる。久右衛門が預地御用達として預地村々の年貢金・郡中割の取立てに関わっていたことは疑いない。通常、年貢金は組ごとに年番名主が村々より取立て預地郷宿に持参することになつていていたのに、今度のようにわざわざ「久右衛門殿より受取ニ来ル」というのは何か特別な事情があつてのことであろう。あるいは、村々よりの年貢金の上納が遅れて、一時的に久右衛門が立替えたなどの事情があつたかとも考えられる。

年貢金等の取立てやその運用というように、預地御用達が年貢金のことに直接関わっていたことから、村々で年貢金未納が発生した場合などにも預地御用達が取扱いを命じられることがしばしばあつたのである。前述のように、安永三年(一七七四)四月に大山領播磨京田村(現鶴岡市)で年貢金四十七両余の未納事件が起つた際にも、名主二名は罷免のうえ入牢を命じられたが、それと共に、

：柏倉久右衛門并外二名主兩人：右之三人之者へ為取計⁽⁶⁾：

と、預地役所では後任の名主一人及び預地郷宿兼預地御用達の柏倉久右衛門にその処理を委ねたのである。もつとも、この時は後任名主一人が立替えて皆済して事済んだのであつた。寛政十年(一七九八)五月に余目九カ村組(現余目町)が

年貢金上納の月延べを願い出た際にも、預地役所から表向きは拒絶されたものの、

：久右衛門才覚候而相済候事⁽⁶⁾

というように、預地郷宿兼預地御用達の柏倉久右衛門が才覚して一時年貢金の分を立替えることにより、結果として年貢金の月延べ上納が許可されたのである。おそらく、一、二カ月して久右衛門が立替えた年貢金を余目九カ村組で返済したはずである。このような預地御用達による年貢金の一時立替えなどはしばしばみられたようである。

文政元年（一八一八）六月に、預地の惣代名主五名が連名で各組年番名主にあてた年貢米金についての「申渡」の一
条に、

一、御年貢上納金・御質米売扱直段益不益之ため兼子儀右衛門へ才覚相願候ハ、此方へ十日以前其段可申出、其
節御米可改事

とあり、預地村々が年貢金調達のために年貢米等を売扱う際に、予定どおりの値段で売れないと「売損」が生じた場合などに、預地郷宿兼預地御用達の兼子儀右衛門に不足金の才覚を依頼することが多かつたようで、乱脈にならないように十日以前に惣代名主まで届出たうえで融通を受けるようにとしたものである。それだけ儀右衛門に才覚を依頼する村が多かつたのであろう。確かに兼子家の融通を度々受ける村があつたことは、例えば、大山領善阿弥村（現三川町）の場合、文化十三年（一八一六）夏に病死した名主に引負があることが判明したが、同年七月の時点では次のように惣代名主宛に借入金の内訳を報告していた。

覚⁽⁶⁾

- 一、金拾五両 御役所拝借^(マ)買金
- 一、同弐拾両 亥十二月兼子喜右衛門殿才覚金
- 一、同三拾両 当子三月上納金、同人才覚金

一、同式拾両三分 同四月上納金之内、同人才覚金

一、同拾九両式分 平足村為替買納代金、同人才覚金

一、同拾三両式分 五月上納金之内、同人才覚金

一、同式拾四両 播磨京田村より買納為替川下米代、同人才覚金

一、同三両壹分 平足村より買納川下運賃、東沼村より買取川下米代

一、同五両壹分 六月上納之内、八太郎才覚金

×金百五拾壹両壹分

右之通以才覚金上納仕候處相違無御座候 以上

子（文化十三）七月 善阿弥村兼帶

名主八 太 郎

名主喜惣右衛門

すなわち、善阿弥村は九口、金一五一両一分を役所や個人からの借入金によつて年貢金等を皆済していいたことが知られるが、そのうち少なくとも六口、金一二七両三分は兼子喜右衛門（儀右衛門）から融通された才覚金であつた。それについて別に、

：善阿弥村之義者、兼而御存知之通、困窮之上近年打続不作仕、御年貢皆済等茂作略而已ニ而仕候故、連々借金相嵩、既ニ当夏中名主病死之節、御年貢金納并酒田御川下米等及差闊ニ皆済可仕様無之候處、兼子喜右衛門殿才覚を以漸々皆済上納仕候⁽⁶⁾：

というように、兼子家もかなり裕福な商人であつたとはいゝ、預地村々の才覚金の依頼にすべて応ずるにしては自口資金

ところで、兼子家もかなり裕福な商人であつたとはいゝ、預地村々の才覚金の依頼にすべて応ずるにしては自口資金

に限度があつたはずであり、他からの融資を受ける必要があつたはずであるが、同家は才覚金をどのようにして調達したものであろうか。城下鶴ヶ岡の豪商の村田孫助⁽⁸⁾家に、次のような兼子儀右衛門家が村田家に宛てた金子借用証文が一〇通も残されている。⁽⁹⁾ いざれも年欠であるが、大体化政期のものと推測される。

覚⁽¹⁰⁾

一、金五拾両者 小判

但、利足年中八分利

右之金子慥ニ請取借用申所實正ニ御座候、返済之儀者來卯十二月中元利急度御勘定可仕候、為念証文如斯ニ御座候 以上

寅十二月

兼子寬藏

村田孫助殿

右の借用証文では、金五十両を年利八分で借用し、一年後に元利とも返済するという約束になつてゐる。他の借用証文でも大体一ヵ年程度の短期借入れであつた。利率は明記されていないものがほとんどであるが、やはり年利率八分程度の低利であつたとみられる。金額は二十両以下のものが多かつた。ところで、借用証文には明かに同じ日付とみられるものが何通かみられる。例えば、表のように丑十二月二十三日付の借用証文が四通存在している。金五両～十五両程度の借用金額である。一通は返済期限が「来寅三月中」であつたが、残り三通は「来寅秋中」であり、少なくともこの三通をまとめて一通にしてもよさそうに思える。おそらく、預地の各村からの才覚金の依頼を受けるたびに、兼子家では村田家より借入れたもので、丑十二月二十三日には四つの村より依頼があつて、そのため村田家より四口、合わせて四十三両の借入を行つたものとみられる。なお、これらの借用証文が村田孫助家に残されていることは返済されなかつた可能性がある。預地村々よりの返済が約束通りに行わず、滞つたことから、兼子家も約束通り村田家に返済できなかつ

たことが考えられるのである。

例えば、文政十一年（一八二八）十二月に兼子儀右衛門が大山領湯野浜村（現鶴岡市）に上納金十五両を貸付けた。おそらく一年程度の短期融通のつもりだったのであろうが、予定通りの返済が不可能だったことから、大山村名主庄兵衛の取扱いで、翌年二月頃に十力年賦返済となつたのである⁽¹⁾。その湯野浜村は日本海に臨む湯治場であつたが、長らく役銭は納入して来なかつたのであつた。父子勤となつていた兼子儀右衛門の悴窪藏が預地役所の指示を受けて、文化十二年（一八一五）二月に同村に赴き「内々御役永御沙汰有之」と伝えたところ、村方では大いに驚いて寄合を開き相談を行つたのである。⁽²⁾預地御用達は右のような新たな役永賦課などにも預地役所の指示のもと働いたのである。内々で村方に打診する際などは、直接預地役人が出向くよりも、かえつて強制される感じがなくて済んだのかと思われる。

右に述べてきたように、預地郷宿が預地御用達を兼務した場合、飛脚や廻状を担当し、また郡中割を村々より割当て、徵収することが本来の役割であつたと思われる。しかし、郡中割と共に年貢金も取立てられることが多かつたことから、大塚文六と協力しつつ、年貢金の取立やその運用にも当つたとみられる。それに付随して、年貢金の未進や月延べ願いの取扱いを命じられ、年貢金を一時的に立替えることもしばしば行われたのである。極端に言えば、求められた預地御用達の第一の役目は年貢金の立替えにあつたといえそうである。預地時代には御用達の存在がなくしては年貢の皆済が不可能であつたわけである。

ところで、預地役所にとって、預地御用達の存在は大変便利であるとともに、逆に不都合の面もあつたことであろう。前出の大塚文六家の勧書からも窺えるように、庄内藩が、弘化元年（一八四四）十一月からの預地支配においては預地郷宿は再置されたが、預地御用達は再置されなかつたとみられるのも、そのような預地御用達の評価の変化に伴うものであつたはずである。

表 兼子儀右衛門の借入金の一例（貸主村田孫助）

月	日	金額	返済期限	借用主名
丑 12月	23日	5両	来寅秋中元利	兼子寛蔵、同義右衛門
		〃	來寅秋中元利	〃
	12両	10両	來寅三月中元利	〃
〃	15両	来寅秋中元利	〃	〃

（注）鶴岡市郷土資料館村田家文書による。

むすびに代えて

近世後期、明和六年（一七六九）より天保十三年（一八四二）までの庄内藩預地の時に、城下鶴ヶ岡の町人が選ばれて勤めた預地御用達について、就任した家や役割などについて検討したものである。

以下、小稿で述べたことを箇条書にして列挙して、むすびに代えることにしたい。

第一に、庄内藩の預地支配が始まり、初めて預地御用達に任命されたのが安永元年（一七七二）の大塚文六、次いで同三年に預地郷宿柏倉久右衛門が兼務となつた。その後、文化元年（一八〇四）に預地郷宿が交代したのに伴い兼子儀右衛門も預地御用達の兼務となつた。以上の三名が就任したことが知られる。

第二に、預地郷宿を兼務する柏倉家、兼子家は飛脚、廻状及び郡中割を担当することが期待されたのに対し、両替商であつた大塚家は主として預地村々より納入される年貢金の改め、封印、そして一時的運用が期待されたものと考えられる。

第三に、ところが郡中割ばかりでなく年貢金も一緒に預地郷宿兼預地御用達の方に納入されることが一般化したことから、大塚家ばかりでなく、柏倉・兼子両家も次第に年貢金の取立てなどにも関わるようになって、おそらく預地御用達三家が共同で年貢金の改めや一時運用に当つたものと考えられる。

第四に、預地御用達が年貢金の取立てに関わったことから、年貢金の延納願いや未納の問題が起ると、彼らによる年貢金の一時立替えも必然のこととなり、段々恒常化していくのである。そして、惣代名主らに代つて預地御用達による才覚金の存在が預地村々の年貢金皆済には不可欠となつたのである。

第五に、預地御用達が本来の役目を大きく踏み出し、預地支配に深く関わると共に不都合も生じて、それに対する不满も庄内藩預地役所に感じられてきたようであり、弘化元年（一八四四）よりの預地支配では預地御用達の役は再置されなかつたとみられる。

第六に、預地御用達はたとえ「本領御用達同様」などの待遇が許されたとしても、幕政の動向に左右されやすい大名預地の時にだけ任命された預地御用達の地位・身分は甚だ不安定なものであつたといえる。

大体、以上である。史料収集が不十分なことであり、推測の域を越えないような記述にならざるをえなかつた箇所もあつたことを反省して、今後とも史料収集に努めていきたいと考える。

註

- (1) 庄内・由利幕領支配の変遷については拙著『出羽幕領支配の研究』二六・二七頁を参照されたい。
- (2) 岩城卓二「大坂町奉行所と用達」（『日本史研究』第三四九号）、同「御用宿」（久留島浩編『支配をささえる人々』）など。そ

れ以外の参考文献については久留島編の同書二五四・二五五頁を参照されたい。

(3) 預地郷宿については拙稿「近世後期庄内藩預地の郷宿」(『東北公益文科大学総合研究論集』2)で一応検討している。

(4) 『鶴岡市史』上巻五四八頁

(5) 二口文書(鶴岡市郷土資料館)

(6) 佐藤東藏貞教は、大山領角田二口村の旧家佐藤東藏家第九代当主であり、寛政六年まで名主を勤めたが、その後は同村の古文書の整理・保管に努め、著書・編書もいくつか残されている(『佐藤東藏家系譜』)。

(7) 二口文書、なお全文が『三川町史資料集』第四集に収録されている。

(8) 拙著『近世前期羽州幕領支配の研究』第八章第二節

(9) 拙稿「近世中期庄内幕領大山村の割元役土田家」(『山形史学研究』第一十五号)、拙著『庄内天領大山村の役人』九七頁

(10) 拙著『出羽幕領支配の研究』二六四頁以下

(11) 田中政徳『郷政錄』(鶴岡市郷土資料館)

(12) 郡中代川上丑太郎については拙著『庄内天領大山村の役人』九九頁以下を参照されたい。

(13) 田中政徳『郷政錄』

(14) 拙稿「宝曆期の大山代官兼柴橋代官天野市十郎」(『西村山地域史の研究』第十一号)、及び拙著『庄内近世史の研究』第二

巻二〇二頁

(15) 羽黒町大口、斎藤家文書

(16) 『北村山郡史』上巻一三七頁

(17) 『山形市史資料』第七十四号九二頁、『大江町史資料』第七号六六頁

(18) 『大江町史資料』第七号七四頁

(19) 『天童市史編集資料』第十九号二七頁

(20) 『三川町史資料集』第四集一一三頁

(21) 『村山市史編集資料』第五号一三一頁

(22) 『天童市史編集資料』第十二号六九頁

(23) 『預地御用達大塚文六家勤書』(鶴岡市郷土資料館奥井家文書)

(24) 鶴岡市史編纂会編『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』上巻一七頁

- (25) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻七七頁
- (26) 「疋田記」(酒田市立光丘文庫松平武右衛門文書)
- (27) 田中政徳『郷政錄』
- (28) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻七七頁
- (29) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻七八頁
- (30) 押篇「近世後期庄内藩預地の郷宿」
- (31) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻二四三頁
- (32) 『鶴岡市史』上巻五五〇頁
- (33) 田中政徳『郷政錄』
- (34) 庄内藩「御給人・御用達分限帳」(鶴岡市坂野下、菅原家文書)
- (35) 「預地御用達大塚文六家勤書」
- (36) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻二九九・三〇〇頁
- (37) 宇治家文書(鶴岡市郷土資料館)
- (38) 庄内藩「御給人・御用達分限帳」
- (39) 庄内藩「御給人・御用達分限帳」
- (40) 文政十二年の「庄内長者番付」の最後から二番目に兼子儀石衛門の名前がある(『鶴岡市史』上巻三八四頁)。
- (41) 「預地御用達大塚文六家勤書」
- (42) 三上初子「莊内藩の米札から山居倉庫米券への移り変り」四九頁、なお天保十三年六月頃には休業中であった。
- (43) 宇治家文書
- (44) 城下鶴ヶ岡の御米宿と仲買については『鶴岡市史』上巻五九三頁を参照されたい。
- (45) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』上巻五六頁
- (46) 奥井家文書(鶴岡市郷土資料館)
- (47) 『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻二四二二頁など、なお使者は同じ預地御用達の柏倉久右衛門が勤めた。
- (48) 「御役家勤功録」(鶴岡市郷土資料館)
- (49) 『余目町史年表』一四九頁
- (50) 『大山町史』一一九頁

- (51) 『鶴岡市史』上巻四三四頁
- (52) 拙著『近世幕領年貢制度の研究』三一四頁
- (53) 近世前期については拙著『近世幕領年貢制度の研究』二二五頁を参照されたい。
- (54) 幕末に幕府勘定奉行を勤めた鈴木重嶺が大名預地について「余徳のあつたものだということであります」（岩波文庫『旧事諸問錄』上九六頁）と述べているのは、その辺りのことを指しているのではなかろうか。
- (55) 奥井家文書
- (56) 『御預地向手扣』（余目町史元専門委員、故高橋正雄氏所有文書）
- (57) 『本間家文書』第三卷五八頁
- (58) 『北村山郡史』上巻一三七頁
- (59) 安永七年八月ヨリ「御用留帳」（酒田市局、池田家文書）
- (60) 天保八年八月ヨリ「御用留帳」（鶴岡市平田、五十嵐家文書）
- (61) 大山・羽根田家文書（鶴岡市郷土資料館）
- (62) 『御預地向手扣』
- (63) 拙稿「近世後期、大山領播磨京田村の年貢未納と名主立替えをめぐって」（『山形史学研究』第三十五号）
- (64) 『御預地向手扣』
- (65) 田中政徳『郷政録』
- (66) (67) 文化十三年五月「善阿弥村兼帶控」（鶴岡市平田、五十嵐家）、なお、この頃一時兼子喜右衛門と称したようである。
- (68) 『鶴岡市史』上巻三八五頁にも豪商として名前が挙げられている。
- (69) (70) 村田孫助家文書（鶴岡市郷土資料館）、なお兼子實蔵は儀石衛門の嫡子であり、化政期に一時父子勤をしていた（『山形県の地名』七三三頁）。
- (71) 岡市史』上巻五五〇頁）。
- (72) 文政十一年正月ヨリ「御用留」（鶴岡市郷土資料館湯野浜文書）
- (73) 天保十一年五月「御内々被仰達候儀説」（湯野浜文書）、なお、役永賦課は結局免除となつた（『山形県の地名』七三三頁）。
- [追記] 本稿は平成十三年度科学的研究費（奨励研究B）による研究成果の一部である。